

歯科技工士養成所自己点検表(広島県)

- ◆指定規則...歯科技工士学校養成所指定規則
- ◆ガイドライン...歯科技工士養成所指導ガイドライン
- ◆指導要領...広島県歯科技工士養成所指導要領
- ◆施行令...歯科技工士法施行令

養成施設名	
課程の別	
修業年限	定員()名 年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否	確認書類(例)																													
			適 否																														
1 教員等に関する事項	(1) 専任教員は各学年各学級ごとに配置され、他に専任教員である教育に関する教務主任が1名置かれているか	指導要領3(2)(3)																															
	(2) 指定規則別表の各教育内容を教授するために、適当な数の教員を有し、かつ、そのうち3名以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であるか	指定規則第2条第4号																															
	<table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">教育内容</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基礎分野</td> <td>科学的思考の基盤</td> <td rowspan="2">5</td> </tr> <tr> <td>人間と生活</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">専門基礎分野</td> <td>歯科技工と歯科医療</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>歯・口腔の構造と機能</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>歯科材料・歯科技工機器と加工技術</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">専門分野</td> <td>有床義歯技工学</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>歯冠修復技工学</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>矯正歯科技工学</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>小児歯科技工学</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>歯科技工実習</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table>	教育内容		単位数	基礎分野	科学的思考の基盤	5	人間と生活	専門基礎分野	歯科技工と歯科医療	3	歯・口腔の構造と機能	7	歯科材料・歯科技工機器と加工技術	7	専門分野	有床義歯技工学	12	歯冠修復技工学	13	矯正歯科技工学	2	小児歯科技工学	2	歯科技工実習	11	合計		62				
	教育内容		単位数																														
	基礎分野	科学的思考の基盤	5																														
		人間と生活																															
	専門基礎分野	歯科技工と歯科医療	3																														
歯・口腔の構造と機能		7																															
歯科材料・歯科技工機器と加工技術		7																															
専門分野	有床義歯技工学	12																															
	歯冠修復技工学	13																															
	矯正歯科技工学	2																															
	小児歯科技工学	2																															
	歯科技工実習	11																															
合計		62																															
備考																																	
1 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条第2項の規定の例による。																																	
2 歯・口腔の構造と機能、歯科材料・歯科技工機器と加工技術、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含む。																																	
3 歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒10人に対し1人の割合の歯科医師又は歯科技工士によって教育するものとする。																																	
(3) 教育上必要な教員数が確保されているか	指導要領3(4)																																
(4) 一教員当たりの教育担当時間数が過重になっていないか	指導要領3(5)																																
(5) 教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能を有する者又は教育の経歴のある者か (歯科医師、歯科技工士、高等学校教員等) なお、歯科医師が担当することが望ましい授業内容については、歯科医師が担当すること	指導要領3(6)																																
(6) 専任の事務職員が配置されているか	指導要領3(7)																																
2 学生に関する事項	(1) 入学資格の審査は確実にに行われているか	指導要領2(2)			・卒業(見込)証明書 ・入学願書 ・判定会議議事録																												
	(2) 1学級の定員は30名以下で、学則に定められた学生の定員が遵守されているか	指定規則第2条第5号、指導要領2(1)			・学則 ・募集要項 ・学生名簿																												
	(3) 入学者の選考は適正に行われているか (複数面接、筆記試験、合格基準)	指導要領2(3)																															
	(4) 入学時期は厳正か、また、途中入学が行われていないか	指導要領2(4)																															
	(5) 学生の出席状況が確実に把握されており、特に出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めていないか	指導要領2(5)																															
	(6) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等に関する諸記録が確実に保存されているか	指導要領2(6)																															
	(7) 健康診断等保健衛生上、必要な措置がとられているか	指導要領2(7)																															
3 授業に関する事項	(1) 学則に定められた学科課程は、指定規則別表に定めるもの以上の教育内容であり、かつ、確実に実施されているか	指定規則第2条第3号、指導要領4(1)			・時間割																												

歯科技工士養成所自己点検表(広島県)

- ◆指定規則...歯科技工士学校養成所指定規則
- ◆ガイドライン...歯科技工士養成所指導ガイドライン
- ◆指導要領...広島県歯科技工士養成所指導要領
- ◆施行令...歯科技工士法施行令

養成施設名	
課程の別	
修業年限	定員()名 年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否	確認書類(例)																																										
			適 否																																											
(2) 教育の実施は、ガイドライン別添1に基づいて行われているか ガイドライン別添1 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">教育内容</th> <th style="width: 10%;">単位数</th> <th style="width: 75%;">教育の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>科学的思考の 基盤 人間と生活</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td>医療従事者として必要な科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。 加工技術の基礎となる知識を習得する。 国際化及び情報化社会に対応しうる能力を習得する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小計</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歯科技工と歯 科医療</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>歯科技工の目的、歯科技工士の歯科医療における役割、医の倫理、歯科疾患・歯科治療の概要について理解する。 また、歯科技工士に必要な関係法規について習得する。</td> </tr> <tr> <td>歯・口腔の構 造と機能</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td>歯の形態を十分に理解し、歯の発生、加齢、歯周、頭蓋の骨及び口腔周囲の筋について習得する。 顎関節の形態、顎口腔の機能、顎運動、咬合器、修復物の咬合について習得する。</td> </tr> <tr> <td>歯科材料・歯 科技工機器と 加工技術</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td>歯科技工に使用する材料の歯科理工学的性質・安全性・品質検査及び歯科技工に必要な機器の知識と加工技術を習得する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小計</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有床義歯技工 学</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td>有床義歯に関する知識を理解し、有床義歯製作の技術を習得する。</td> </tr> <tr> <td>歯冠修復技工 学</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td>各種の歯冠修復物に関する知識を理解し、歯冠修復物製作の技術を習得する。</td> </tr> <tr> <td>矯正歯科技工 学</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>矯正歯科の基礎的概念を理解し、矯正装置製作に関する知識と技術を習得する。</td> </tr> <tr> <td>小児歯科技工 学</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>小児歯科の基礎的概念を理解し、乳歯歯冠修復物と咬合誘導装置製作に関する知識と技術を習得する。</td> </tr> <tr> <td>歯科技工実習</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td>知識・技術を歯科臨床の場面に適用し、理論と実践を結び付けて理解できる能力と技術力を習得する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小計</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">62</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	教育内容	単位数	教育の目標	科学的思考の 基盤 人間と生活	5	医療従事者として必要な科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。 加工技術の基礎となる知識を習得する。 国際化及び情報化社会に対応しうる能力を習得する。	小計	5		歯科技工と歯 科医療	3	歯科技工の目的、歯科技工士の歯科医療における役割、医の倫理、歯科疾患・歯科治療の概要について理解する。 また、歯科技工士に必要な関係法規について習得する。	歯・口腔の構 造と機能	7	歯の形態を十分に理解し、歯の発生、加齢、歯周、頭蓋の骨及び口腔周囲の筋について習得する。 顎関節の形態、顎口腔の機能、顎運動、咬合器、修復物の咬合について習得する。	歯科材料・歯 科技工機器と 加工技術	7	歯科技工に使用する材料の歯科理工学的性質・安全性・品質検査及び歯科技工に必要な機器の知識と加工技術を習得する。	小計	17		有床義歯技工 学	12	有床義歯に関する知識を理解し、有床義歯製作の技術を習得する。	歯冠修復技工 学	13	各種の歯冠修復物に関する知識を理解し、歯冠修復物製作の技術を習得する。	矯正歯科技工 学	2	矯正歯科の基礎的概念を理解し、矯正装置製作に関する知識と技術を習得する。	小児歯科技工 学	2	小児歯科の基礎的概念を理解し、乳歯歯冠修復物と咬合誘導装置製作に関する知識と技術を習得する。	歯科技工実習	11	知識・技術を歯科臨床の場面に適用し、理論と実践を結び付けて理解できる能力と技術力を習得する。	小計	40		合計	62		指導要領4(1) ガイドライン別添1			
教育内容	単位数	教育の目標																																												
科学的思考の 基盤 人間と生活	5	医療従事者として必要な科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。 加工技術の基礎となる知識を習得する。 国際化及び情報化社会に対応しうる能力を習得する。																																												
小計	5																																													
歯科技工と歯 科医療	3	歯科技工の目的、歯科技工士の歯科医療における役割、医の倫理、歯科疾患・歯科治療の概要について理解する。 また、歯科技工士に必要な関係法規について習得する。																																												
歯・口腔の構 造と機能	7	歯の形態を十分に理解し、歯の発生、加齢、歯周、頭蓋の骨及び口腔周囲の筋について習得する。 顎関節の形態、顎口腔の機能、顎運動、咬合器、修復物の咬合について習得する。																																												
歯科材料・歯 科技工機器と 加工技術	7	歯科技工に使用する材料の歯科理工学的性質・安全性・品質検査及び歯科技工に必要な機器の知識と加工技術を習得する。																																												
小計	17																																													
有床義歯技工 学	12	有床義歯に関する知識を理解し、有床義歯製作の技術を習得する。																																												
歯冠修復技工 学	13	各種の歯冠修復物に関する知識を理解し、歯冠修復物製作の技術を習得する。																																												
矯正歯科技工 学	2	矯正歯科の基礎的概念を理解し、矯正装置製作に関する知識と技術を習得する。																																												
小児歯科技工 学	2	小児歯科の基礎的概念を理解し、乳歯歯冠修復物と咬合誘導装置製作に関する知識と技術を習得する。																																												
歯科技工実習	11	知識・技術を歯科臨床の場面に適用し、理論と実践を結び付けて理解できる能力と技術力を習得する。																																												
小計	40																																													
合計	62																																													
(3) 授業は、教員の出勤簿等の書類により、授業状況が把握されているか	指導要領4(2)																																													
(4) 授業は原則として、学級毎に行われているか	指導要領4(3)																																													
(5) 歯科技工実習及び歯科理工学実習は、養成所内において実施されているか	指導要領4(4)																																													
(6) 単位の計算方法は適切であるか ○1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、1単位の授業時間数は、講義及び演習は15時間から30時間、実験・実習及び実技は30時間から45時間の範囲で定めること ○時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること	指導要領4(6) ①																																													
(7) 単位の認定に当たって、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を習得していることが確認されているか	指導要領4(6) ②																																													
(8) 授業内容について、現状の歯科技工技術に即した内容となるように配慮されているか	指導要領4(7)																																													
4 施設設備に関する事項																																														
(1) 適正な数の普通教室を有しているか(同時に授業を行う学級の数以上)	指導要領5(1)																																													
(2) 専用の基礎実習室、歯科技工実習室及び歯科理工学検査室を有しているか	指導要領5(3)																																													

歯科技工士養成所自己点検表(広島県)

- ◆指定規則...歯科技工士学校養成所指定規則
- ◆ガイドライン...歯科技工士養成所指導ガイドライン
- ◆指導要領...広島県歯科技工士養成所指導要領
- ◆施行令...歯科技工士法施行令

養成施設名

課程の別

定員()名

修業年限

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)																																																						
			適	否																																																							
<p>(3) 各教室の面積は適正か</p> <p style="margin-left: 20px;">○普通教室 1.65㎡/人かつ24.75㎡以上</p> <p style="margin-left: 20px;">○基礎実習室, 歯科技工実習室及び歯科理工学検査室 2.31㎡/人かつ34.65㎡以上</p> <p>(4) 基礎実習室, 歯科技工実習室及び歯科理工学検査室には電気, ガス, 水道及び換気等の設備が設けられているか</p> <p>(5) 図書室は, 学生の図書閲覧に必要な閲覧機が配置され, 図書の格納のために十分な広さを有しているか(概ね20㎡以上)</p> <p>(6) 更衣室(ロッカー室), 標本室, 機械器具・材料等を保管する室を有することが望ましいこと</p> <p>(7) 鑄造研磨及びポーセレンについての実習が実施できる実習室を有しているか(他の実習室と併用しても差し支えない)</p> <p>(8) 便所, 給湯設備等が備えられ, 校舎の各室は採光, 換気等が適当であり, 学習上, 保健衛生上及び管理上ふさわしい環境であるか</p> <p>(9) 敷地, 校舎, その他諸設備は設置者が所有することが望ましく, その位置及び環境は教育上適切であるか</p>	指導要領5(2)(4)																																																										
	指導要領5(4)																																																										
	指導要領5(5)																																																										
	指導要領5(5)																																																										
	指導要領5(5)																																																										
	指導要領5(6)																																																										
	指導要領1(3)																																																										
	<p>5 財政に関する事項</p> <p>(1) 養成所の運営は適正であるか(管理運営, 財政上の健全性)</p> <p>(2) 養成所の経理は他と明確に区分されており, 会計帳簿, 決算書類等収支状態を明らかにする書類が完備されているか</p> <p>(3) 入学検定料, 入学金, 授業料及び実習費等は, 学則に定める額であり, 寄付金等の名目で不当な金額を徴収していないか</p>	指定規則第2条第9号																																																									
		指導要領1(4)(5)																																																									
指導要領1(6)																																																											
<p>6 教育用機械器具, 標本及び模型等</p> <p>(1) 教育に必要な機械器具, 標本及び模型は, ガイドライン別添2を基準として, 同時に実習を行う学生数に応じて備えられているか</p> <p style="margin-left: 20px;">ガイドライン別添2 教育用機械器具, 標本及び模型</p> <p style="margin-left: 20px;">●機械器具</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">品名</th> <th style="width: 15%;">個数</th> <th style="width: 35%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>技工台</td><td>学生数</td><td></td></tr> <tr><td>コンプレッサー</td><td>適当数</td><td></td></tr> <tr><td>石膏トラップ</td><td>適当数</td><td></td></tr> <tr><td>ダウエルピン植立器</td><td>適当数</td><td></td></tr> <tr><td>モデルトリマー</td><td>適当数</td><td></td></tr> <tr><td>技工用エンジン</td><td>学生数</td><td></td></tr> <tr><td>技工用マイクロスコープ</td><td>適当数</td><td></td></tr> <tr><td>リングファーン</td><td>1以上</td><td></td></tr> <tr><td>真空埋没器</td><td>適当数</td><td></td></tr> <tr><td>溶接機(スポット又はレーザー)</td><td>適当数</td><td></td></tr> <tr><td>鑄造機器一式</td><td>適当数</td><td>鑄造機(遠心又は吸引加圧又は高周波), リバーナー, フローパイプを含む。</td></tr> <tr><td>ポーセレンファーン</td><td>1以上</td><td></td></tr> <tr><td>電気レーズ</td><td>適当数</td><td></td></tr> <tr><td>集塵機</td><td>適当数</td><td></td></tr> <tr><td>サンドブラスター</td><td>適当数</td><td></td></tr> <tr><td>研磨器</td><td>1以上</td><td></td></tr> <tr><td>スチームクリーナー</td><td>適当数</td><td></td></tr> </tbody> </table>	品名	個数	備考	技工台	学生数		コンプレッサー	適当数		石膏トラップ	適当数		ダウエルピン植立器	適当数		モデルトリマー	適当数		技工用エンジン	学生数		技工用マイクロスコープ	適当数		リングファーン	1以上		真空埋没器	適当数		溶接機(スポット又はレーザー)	適当数		鑄造機器一式	適当数	鑄造機(遠心又は吸引加圧又は高周波), リバーナー, フローパイプを含む。	ポーセレンファーン	1以上		電気レーズ	適当数		集塵機	適当数		サンドブラスター	適当数		研磨器	1以上		スチームクリーナー	適当数		指導要領6(1)ガイドライン別添2				
	品名	個数	備考																																																								
	技工台	学生数																																																									
	コンプレッサー	適当数																																																									
	石膏トラップ	適当数																																																									
	ダウエルピン植立器	適当数																																																									
	モデルトリマー	適当数																																																									
	技工用エンジン	学生数																																																									
	技工用マイクロスコープ	適当数																																																									
	リングファーン	1以上																																																									
	真空埋没器	適当数																																																									
	溶接機(スポット又はレーザー)	適当数																																																									
	鑄造機器一式	適当数	鑄造機(遠心又は吸引加圧又は高周波), リバーナー, フローパイプを含む。																																																								
	ポーセレンファーン	1以上																																																									
	電気レーズ	適当数																																																									
集塵機	適当数																																																										
サンドブラスター	適当数																																																										
研磨器	1以上																																																										
スチームクリーナー	適当数																																																										

歯科技工士養成所自己点検表(広島県)

- ◆指定規則...歯科技工士学校養成所指定規則
- ◆ガイドライン...歯科技工士養成所指導ガイドライン
- ◆指導要領...広島県歯科技工士養成所指導要領
- ◆施行令...歯科技工士法施行令

養成施設名 _____

課程の別 _____

定員()名

修業年限 _____年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)																																																																								
			適	否																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>サベヤー</td><td style="text-align: center;">適当数</td><td></td></tr> <tr><td>脱ろう装置</td><td style="text-align: center;">適当数</td><td></td></tr> <tr><td>義歯製作器具一式</td><td style="text-align: center;">適当数</td><td>加熱重合器, 加圧重合器, フラスコ, フラスコプレスを含む。</td></tr> <tr><td>超音波洗浄器</td><td style="text-align: center;">適当数</td><td></td></tr> <tr><td>光重合器</td><td style="text-align: center;">適当数</td><td></td></tr> <tr><td>測色器(シェードガイド含む)</td><td style="text-align: center;">適当数</td><td></td></tr> <tr><td>各種咬合器</td><td style="text-align: center;">各1</td><td></td></tr> <tr><td>顔弓</td><td style="text-align: center;">1以上</td><td></td></tr> <tr><td>実験用器具一式</td><td style="text-align: center;">適当数</td><td>実験台, マイクロメーター, ノギス, 各種温度計, はかり, 硬度計, 熱膨張計, メスシリンダーを含む。</td></tr> <tr><td>万能試験機</td><td style="text-align: center;">1以上</td><td></td></tr> <tr><td>顕微鏡一式</td><td style="text-align: center;">1以上</td><td>金属顕微鏡, 読み取り顕微鏡を含む。</td></tr> </table> <p>●標本模型</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="width: 40%;">品名</th><th style="width: 15%;">個数</th><th style="width: 45%;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>永久歯歯形彫刻模型(ステップ模型を含む)</td><td style="text-align: center;">適当数</td><td></td></tr> <tr><td>各種有床義歯模型(ステップ模型を含む)</td><td style="text-align: center;">適当数</td><td></td></tr> <tr><td>各種歯冠修復模型(ステップ模型を含む)</td><td style="text-align: center;">適当数</td><td></td></tr> <tr><td>各種インプラント模型</td><td style="text-align: center;">適当数</td><td></td></tr> <tr><td>各種歯科矯正装置模型(ステップ模型を含む)</td><td style="text-align: center;">適当数</td><td></td></tr> <tr><td>各種咬合誘導装置模型(ステップ模型を含む)</td><td style="text-align: center;">適当数</td><td></td></tr> <tr><td>頭蓋骨模型</td><td style="text-align: center;">1以上</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>●その他</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="width: 40%;">品名</th><th style="width: 15%;">個数</th><th style="width: 45%;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>プロジェクター</td><td style="text-align: center;">1以上</td><td></td></tr> <tr><td>スクリーン</td><td style="text-align: center;">1以上</td><td></td></tr> <tr><td>VTR装置</td><td style="text-align: center;">1以上</td><td>視聴覚用</td></tr> <tr><td>パーソナルコンピュータ</td><td style="text-align: center;">適当数</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注)学生数とは同時に実習を行う学生の数をいう。</p>	サベヤー	適当数		脱ろう装置	適当数		義歯製作器具一式	適当数	加熱重合器, 加圧重合器, フラスコ, フラスコプレスを含む。	超音波洗浄器	適当数		光重合器	適当数		測色器(シェードガイド含む)	適当数		各種咬合器	各1		顔弓	1以上		実験用器具一式	適当数	実験台, マイクロメーター, ノギス, 各種温度計, はかり, 硬度計, 熱膨張計, メスシリンダーを含む。	万能試験機	1以上		顕微鏡一式	1以上	金属顕微鏡, 読み取り顕微鏡を含む。	品名	個数	備考	永久歯歯形彫刻模型(ステップ模型を含む)	適当数		各種有床義歯模型(ステップ模型を含む)	適当数		各種歯冠修復模型(ステップ模型を含む)	適当数		各種インプラント模型	適当数		各種歯科矯正装置模型(ステップ模型を含む)	適当数		各種咬合誘導装置模型(ステップ模型を含む)	適当数		頭蓋骨模型	1以上		品名	個数	備考	プロジェクター	1以上		スクリーン	1以上		VTR装置	1以上	視聴覚用	パーソナルコンピュータ	適当数		(2) 機械器具, 標本, 模型及び図書は, 学生定員数に応じ, 適宜補充し更新しているか				
サベヤー	適当数																																																																												
脱ろう装置	適当数																																																																												
義歯製作器具一式	適当数	加熱重合器, 加圧重合器, フラスコ, フラスコプレスを含む。																																																																											
超音波洗浄器	適当数																																																																												
光重合器	適当数																																																																												
測色器(シェードガイド含む)	適当数																																																																												
各種咬合器	各1																																																																												
顔弓	1以上																																																																												
実験用器具一式	適当数	実験台, マイクロメーター, ノギス, 各種温度計, はかり, 硬度計, 熱膨張計, メスシリンダーを含む。																																																																											
万能試験機	1以上																																																																												
顕微鏡一式	1以上	金属顕微鏡, 読み取り顕微鏡を含む。																																																																											
品名	個数	備考																																																																											
永久歯歯形彫刻模型(ステップ模型を含む)	適当数																																																																												
各種有床義歯模型(ステップ模型を含む)	適当数																																																																												
各種歯冠修復模型(ステップ模型を含む)	適当数																																																																												
各種インプラント模型	適当数																																																																												
各種歯科矯正装置模型(ステップ模型を含む)	適当数																																																																												
各種咬合誘導装置模型(ステップ模型を含む)	適当数																																																																												
頭蓋骨模型	1以上																																																																												
品名	個数	備考																																																																											
プロジェクター	1以上																																																																												
スクリーン	1以上																																																																												
VTR装置	1以上	視聴覚用																																																																											
パーソナルコンピュータ	適当数																																																																												
7 図書	基礎分野, 専門基礎分野, 専門分野に関する図書雑誌(1,500冊以上)	指導要領6(2)																																																																											
8 報告に関する事項	毎学年度開始後2か月以内に報告する年次報告は, 遅滞なく報告しているか	施行令第12条 指導要領1(7)																																																																											